

在沖海兵隊要員及びその家族のグアム移転に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月十八日

佐藤 正久

参議院議長 西岡 武夫殿



在沖海兵隊要員及びその家族のグアム移転に関する質問主意書

在沖海兵隊グアム移転に係る日米合意（ロードマップ等）によれば、第三海兵機動展開部隊要員約八千名とその家族約九千名が、二〇一四年までに沖繩からグアムに移転することとされている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

在沖海兵隊要員及びその家族の移転は、普天間飛行場から辺野古沖の代替施設への移転が完了した後に行われるのか。それとも普天間飛行場代替施設の建設及び移転が完了する以前に、在沖海兵隊要員及びその家族がグアムに移転する可能性もあり得るのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

